



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔府 令〕

○金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六條に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令 (内閣府六)

〔省 令〕

○電気通信事業報告規則の一部を改正する省令 (総務一四)

〔法規的告示〕

○道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件 (国家公安委五)  
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件 (厚生労働五四)

○平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する告示 (国土交通三一五)

〔その他告示〕

○個人情報情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件 (個人情報保護委一、二)

○消費者安全法の規定に基づく登録試験機関の代表者の氏名の変更を公示する件 (消費者庁三)

○登記回復に関する件 (法務一五)

○国債証券買入銷却法第一條の規定による国債の買入消却に関する件 (財務五二)

○中小企業信用保険法第二條第五項第四号の規定に基づく災害及び地域を指定する件 (経済産業一七)

○高速自動車国道に関する件 (国土交通三一六、三一七)

○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件 (同三一八、三二〇)

○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件 (同三二一)

○運輸審議会から答申があつた件 (同三二二)

○水先人に免許を与えた件 (同三二三)

○駐留軍用地特措法第五條に基づく土地の使用認可に関する件 (防衛五六)

○道路に関する件

○関東地方整備局五一、五三

○都市公園の供用を開始する件

○近畿地方整備局一〇

○道路に関する件

(中国地方整備局一七、一九)

○道路に関する件(北海道開発局一〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

関東地方整備局公示(関東地方整備局)

基本測量関係事項公告 (国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、無縁墳墓等改葬、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七條第二項に基づく使用の認定関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係会社その他

府

令

○内閣府令第六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第五十二号)の施行に伴い、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令(令和六年内閣府令第九十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(銀行法施行規則の特例)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第百十一条第八号に規定する対象事業活動(当該対象事業活動に關し必要となる業務であつて、子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるものを含む。)であつて、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの(当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。)をいう。</p>	<p>(銀行法施行規則の特例)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五十四条第一項第四号に規定する対象事業活動(当該対象事業活動に關し必要となる業務であつて、子会社対象会社(銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるものを含む。)であつて、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの(当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。)をいう。</p>

附則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

省

令

○総務省令第十四号

電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令  
電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>「1」3 略」</p> <p>4 第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「の状況については、翌々月の二十日」とあるのは「回線数等については、毎年度末」の状況については、翌々月の二十日(回線数等については、翌年度の五月二十日)」と、同条第二号中「電気通信事業者(以下この号において「一部承継事業者」という。)」とあるのは「電気通信事業者」と、「毎月末の状況(一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度末の日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。)」とあるのは「毎年度末の状況」とする。</p>	<p>附則</p> <p>「1」3 同上」</p> <p>「新設」</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第百十号第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる一般国道(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三条第二号に規定する一般国道をいう。)のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分</p>	<p>「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[同上]	
二百三十五号	苫小牧市から北海道新冠郡新冠町まで	二百三十五号	苫小牧市から北海道沙流郡日高町まで
[略]		[同上]	
[二〇四 略]		[二〇四 同上]	

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和八年二月二十八日から施行する。

○厚生労働省告示第五十四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年三月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎  
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 削除</p> <p>二〇二十五 (略)</p> <p>二〇六 削除</p> <p>二七〇五十九 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 インターフェロンα皮下投与及びジドブジン経口投与の併用療法 成人T細胞白血病リンパ腫（症候を有するくすぶり型又は予後不良因子を有さない慢性型のものに限る。）</p> <p>二〇二十五 (略)</p> <p>二〇六 肺動脈自律神経叢除神経療法 肺高血圧症（薬物療法に抵抗性を有するものに限る。）</p> <p>二七〇五十九 (略)</p> <p>第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養</p> <p>一〇五 (略)</p>

六 経皮的胸部悪性腫瘍凍結融壊死療法 縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍	七〇九 (略)	六 経皮的胸部悪性腫瘍凍結融壊死療法 肺悪性腫瘍、縦隔悪性腫瘍、胸膜悪性腫瘍又は胸壁悪性腫瘍	七〇九 (略)
---	---------	---	---------

○国土交通省告示第三百十五号  
道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第四条の規定に基づき、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十四条第二項の町村を指定したので、平成十八年国土交通省告示第五百九十八号（自動車の臨時運行の許可に関する市町村を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
東京都 新島 (略) 神津島 神津島村	東京都 新島 (略) (新設)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

そ の 他 告 示

○個人情報保護委員会告示第一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

- 一 団体の名称及び住所  
一般社団法人投資信託協会  
東京都中央区日本橋兜町二番一号
  - 二 個人情報保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日  
令和八年三月三十一日をもって終了
  - 三 認定業務を廃止しようとする日  
令和八年三月三十一日をもって廃止
- 個人情報保護委員会告示第二号
- 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十一条第一項の規定に基づき、次の認定個人情報保護団体から認定業務の廃止の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
- 令和八年二月二十七日
- 個人情報保護委員会委員長 手塚 悟
- 一 団体の名称及び住所  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号（東京証券会館）
  - 二 個人情報保護に関する法律第五十三条第一項の申出の受付を終了しようとする日  
令和八年三月三十一日をもって終了
  - 三 認定業務を廃止しようとする日  
令和八年三月三十一日をもって廃止

○消費者庁告示第三号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十一条の十四の規定に基づき、同法第十一条の九に規定する登録試験機関に係る登録を受けた一般財団法人日本産業協会から、代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第十一条の二十六の規定に基づき公示する。

令和八年二月二十七日

消費者庁長官 堀井奈津子

変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
矢島 良司	高橋 郁夫	令和八年二月十五日

○法務省告示第十五号

徳島地方法務局に備えてあった徳島県徳島市多家良町小路地二三番二の土地の登記簿が滅失した。滅失した登記簿に登録されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、令和八年二月二十七日から令和八年五月二十七日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならぬ。

令和八年二月二十七日

法務大臣 平口 洋

○財務省告示第五十二号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和八年一月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

財務大臣 片山さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価連動・10年)	第21回	1,700,000,000円	100.53円
"	第21回	1,900,000,000円	100.64円
"	第22回	900,000,000円	101.71円
"	第23回	2,700,000,000円	101.80円
"	第23回	2,000,000,000円	101.99円
"	第24回	3,700,000,000円	101.74円
"	第24回	1,000,000,000円	101.82円
"	第24回	1,200,000,000円	101.89円
"	第24回	1,200,000,000円	101.94円
"	第24回	700,000,000円	101.96円
"	第30回	1,500,000,000円	97.64円
"	第30回	1,500,000,000円	97.79円
合 計		20,000,000,000円	

○経済産業省告示第十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同法の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣 赤澤 亮正

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
令和八年一月二十一日からの大雪に係る災害	青森県 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる市 平川市 東津軽郡今別町 東津軽郡蓬田村 東津軽郡外ヶ浜町 西津軽郡鯉ヶ沢町 西津軽郡深浦町 中津軽郡西目屋村 南津軽郡藤崎町 南津軽郡大鰐町 南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町 北津軽郡中泊町 上北郡野辺地町 上北郡六ヶ所村	令和八年一月二十九日から令和八年五月二十六日まで
	秋田県 能代市 大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡小坂町 北秋田郡上小阿仁村 山本郡藤里町	
	山形県 新庄市 尾花沢市 北村山郡大石田町 最上郡金山町 最上郡最上町 最上郡舟形町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村 西置賜郡小国町	
	新潟県 長岡市 小千谷市 上越市 魚沼市	

国土交通省告示第三百十六号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 路線名, 区, 変更前後, 敷地の幅員, 延長. Includes route names like 中国横断自動車道姫路鳥取線.

国土交通省告示第三百十七号
次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Includes route names like 日立市大久保町字見附下二四〇六番七から同市宮田町字山神三四二六番五まで.

国土交通省告示第三百十八号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十月十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 製造者の住所. Includes model number F-822 and manufacturer KKS-A0-09.

国土交通省告示第三百十九号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 製造者の住所. Includes model number S-152 and manufacturer webefloor Ma-Saint-Gobain.

国土交通省告示第三百二十号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月十二日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 製造者の住所. Includes model number 3856 and manufacturer PHS-3.

国土交通省告示第三百二十一号
船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第八条の規定に基づき、令和八年二月九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 型式承認番号, 物件の名称, 物件の型式, 製造者の名称, 型式変更の内容. Includes model number 5000 and manufacturer RTJ-10R.

国土交通省告示第三百二十三号
水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、告示する。

Table with columns: 免許番号, 氏名, 本籍の都道府県名, 免許年月日, 水先区の名. Lists licensees like 原健司 and 徳田健二.

第二四九〇号	堤	義晴	福岡県	令和八年二月九日	関門水先区
第二四九〇号	竹内	信行	長野県	令和八年二月九日	仙台湾水先区
第二四九〇号	伊藤	慎二	新潟県	令和八年二月九日	新潟水先区
第二四九二号	仙田	晶一	鹿児島県	令和八年二月九日	内海水先区
第二四九三号	佐野	剛	大阪府	令和八年二月九日	内海水先区
第二四九四号	畑中	伸介	兵庫県	令和八年二月九日	内海水先区
第二四九五号	醍醐	直弥	千葉県	令和八年二月九日	内海水先区
第二四九六号	吉野	慎剛	大阪府	令和八年二月九日	鹿島水先区
第二四九七号	望月	伸之	神奈川県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二四九八号	細見	岳良	東京都	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二四九九号	田井	洋介	東京都	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇〇号	芥川	俊久	東京都府	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇〇号	塩本	昇	千葉県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇二号	木原	悠貴	神奈川県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇三号	小林	剛丈	東京都	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇四号	横田	雅司	広島県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇五号	大前	住子	和歌山県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇六号	松家	辰徳	岡山県	令和八年二月九日	東京湾水先区
第二五〇七号	飯田	洋司	神奈川県	令和八年二月九日	釧路水先区
第二五〇八号	井本	義之	大阪府	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五〇九号	渡邊	泰輔	東京都	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五一〇号	山下	光一	福岡県	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五一一号	秦	眞三	愛媛県	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五一二号	多田	宏高	東京都	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五一三号	小林	大介	静岡県	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区
第二五一四号	遠山	圭	愛知県	令和八年二月九日	伊勢三河湾水先区

○防衛省告示第五十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四十号）第五条の規定により、令和八年二月二十日付けをもって土地の使用の認定をしたので、同法第七条第一項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

防衛大臣 小泉進次郎

一 使用する地方防衛局長の名称

沖縄防衛局長

二 使用する土地の所在

沖縄県宜野湾市字野嵩知念堂原（一八七七番一）

三 使用する土地等の調査及び図面の縦覧場所

沖縄県宜野湾市伊佐四丁目一番一 伊佐区公民館

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 道路の種類 一般国道  
路線名 十七号

(三) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
---	---	-----	-------	----	----

深谷市西田字本地一三番一から	前	九・九〇〇	六一・七五	一・二四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
埼玉県児玉郡上里町大勅使河原字御陣場二七七二番一まで	後	九・九〇〇	六一・七五	一・二四〇	
		九・九〇〇	六一・七五	一・二四〇	
		九・九〇〇	六一・七五	一・二四〇	
		九・九〇〇	六一・七五	一・二四〇	

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第五十二号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 道路の種類 一般国道

路線名 二百九十八号

(二) 道路の区域

区	間	変更前	敷地の幅員	延長
---	---	-----	-------	----

市川市国分七丁目一五〇九番二から同市国分七丁目一四一四番二まで	後	七・二四〇	一一・二〇四	一・三二二
市川市東大和田二丁目三八四一番三から同市東大和田二丁目六三一一番一まで	後	七・三〇六	一一・四六五	一・四〇〇
市川市須和田一丁目七九番九から同市菅野五丁目一七四二番一まで	後	六・〇五四	一四・二八七	一・二四〇
市川市平田二丁目一三六〇番一から同市平田三丁目一三六一番二まで	後	七・一五五	一六・六八〇	一・〇六八
	前	六・四一五	一七・八九一	一・〇一九

(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十三号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

関東地方整備局長 橋本 雅道

路線名 供用開始の区間

二百九十八号	市川市東大和田二丁目六二七番一	地先から同市稲荷木一丁目五一一番七地先まで	（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	都国道事務所
--------	-----------------	-----------------------	----------------------	--------

○近畿地方整備局告示第十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の規定に基づき、公告する。

令和八年二月二十七日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

名称 国营飛鳥・平城宮跡歴史公園

位置 奈良県奈良市佐紀町

区域 別紙図面のとおり（略）

（国土交通省近畿地方整備局及び同局国营飛鳥歴史公園事務所にて、令和八年二月二十七日から二週間公衆の縦覧に供する。）  
供用開始の期日 令和八年三月十四日

○中国地方整備局告示第十七号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月二十七日  
道路の種類 一般国道  
路線名 二号  
道路の区域

変更前 敷地の幅員 延長 備考  
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四七 前 八・五〇〇 七・二五〇 一・九・九四四 上記A、B、及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。  
七番一から福山市大門町大字 前 八・六八〇 二・〇〇六 二・〇・九九三  
野々浜字境八六六番二まで 後 C B A C B A 三・二・三四〇 二・二・六・四七 〇・〇・五九〇

○中国地方整備局告示第十八号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月二十七日

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所  
二 号 岡山県浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開地五三四番一から同町大字新庄字太治郎開地五三〇六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） 中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第十九号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月二十七日

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所  
九 号 浜田市三隅町岡見二七一一番二から同市三隅町岡見二五五七番九まで 中国地方整備局及び同局浜田国道事務所

○北海道開発局告示第十号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年二月二十七日

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所  
二百三十五号 北海道沙流郡日高町字美原三五〇番三から同道新冠郡新冠町字高江七〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） 北海道開発局及び同局室蘭開発建設部  
供用開始の期日 令和八年二月二十八日

### 国会事項

#### 衆議院

質問書転送  
二月二十五日次の質問主意書を内閣に転送した。  
行き過ぎた緊縮志向に関する質問主意書  
財源に関する質問主意書

#### 参議院

議事日程  
二月二十六日の議事日程は次のとおり。  
議事日程 第四号  
令和八年二月二十六日（木曜日）  
午前十時開議  
第一 国務大臣の演説に関する件（第三日）  
質問主意書提出  
二月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所六号機の相次ぐ不具合と原子力規制委員会の不十分な審査体制及び老朽化した原発再稼働の是非に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二号）  
関東大震災直後の帝国議会における司法大臣答弁で言及された朝鮮人虐殺に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三号）

### 人事異動

#### 内閣

（総務省大臣官房付）総務事務官  
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる（二月二十日）  
（経済産業省大臣官房参事官）  
経済産業事務官  
立石 裕則

#### 最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事に補する  
小出 邦夫  
東京家庭裁判所判事を命ずる

秋田地方裁判所判事兼秋田家庭裁判所判事・秋田簡易裁判所判事  
伊藤 繁

東京高等裁判所判事に補する  
部の事務を総括する者に指名する  
東京簡易裁判所判事に補する  
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事  
吉井 隆平

秋田地方裁判所判事に補する  
秋田地方裁判所判事に補する  
秋田家庭裁判所判事に補する  
秋田簡易裁判所判事に補する  
秋田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上二月二十二日）

○定年退官  
判事兼簡易裁判所判事武笠圭志は二月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

### 官庁報告

#### 官庁事項

関東地方整備局公示  
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第99号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。  
令和八年2月27日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

道路の種類 路線名 区間  
一般国道 50号 結城市大字結城市公達9778番4から同市大字結城市公達9779番6までの上下線  
結城市大字結城市公達9779番6から同市新福寺三丁目124番までの上下線  
結城市新福寺三丁目124番から同市新福寺五丁目3番2までの上下線

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

国土交通大臣 金子 恭之

種類	縮尺	実施時期	地域				摘要
			所属	番号	図名		
地形図	2万5千分1	令和7年	一	関	15-3	平泉	調製・多色・柵判
"	"	"	新	庄	7-2	軍沢	" " "
"	"	"	新	庄	7-3	秋ノ宮	" " "
"	"	"	新	庄	7-4	鬼首峠	" " "
"	"	"	長	野	12-2	松原湖	" " "
"	"	"	長	野	12-3	蓼科山	" " "
"	"	"	長	野	16-1	霧ヶ峰	" " "
"	"	"	長	野	16-3	鉢伏山	" " "
"	"	"	長	野	16-4	諏訪	" " "
"	"	"	甲	府	5-4	瑞牆山	" " "

備考 地図の刊行日 令和8年3月1日



語 彙 項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和8年2月27日

千葉地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 犯罪被害財産支給手続番号  
千葉地方検察庁 令和7年第1号
- 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日  
令和8年2月27日
- 支給対象犯罪行為の範囲
  - 支給対象犯罪行為が行われた期間  
令和2年12月8日から令和3年2月5日までの間
  - 支給対象犯罪行為の内容  
被害者等に電話をかけ、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装ってうそを言い、これを信じた被害者に現金を用意させ、被害者から現金及びキャッシュカードの交付を受け、人を欺いて財物を交付させ、更に交付を受けたキャッシュカードを使用して現金自動預払機を作動させて現金を引き出して窃取したものを。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項（検察官が把握しているもの）

- 犯人が被害者等に対して名乗った名前  
タナカ、イケダ、ナカムラ、イケダマモル、イケダシゲル、ヤマナカ、シゲル、イケダシズカ、シズ、イケダシズル
  - 主な犯行態様
    - 息子や孫などになりすまして高齢の被害者方に電話をかけ
      - 仕事で契約書を送る先を自分が間違えたため、契約に必要なお金が払えなくなった
      - 上司も一部を出してくれるが、自分も払わなければならないので、お金を出してほしい
      - 自分の代わりに人が取りに行くから、その人に現金、キャッシュカード及び通帳を渡してほしい
 などと告げる。
    - 息子や孫などの代わりとして被害者方等を訪れて、現金、キャッシュカード及び通帳を受け取る。
      - 受け取ったキャッシュカード及び通帳を使用し、現金自動預払機から現金を引き出す。
- 5 開始決定の時点における給付資金の額  
金432万1,495円
- 6 支給申請期間  
令和8年2月27日から同年4月24日までの間
- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
- 裁判所名
    - ①（一審）千葉地方裁判所松戸支部（控訴審）東京高等裁判所
    - ②（一審）東京地方裁判所立川支部（控訴審）東京高等裁判所
  - 裁判年月日
    - ①（一審）令和4年3月23日（控訴審）令和4年9月2日
    - ②（一審）令和5年3月14日（控訴審）令和5年9月29日
  - 確定年月日
    - ①令和4年9月17日 ②令和5年10月14日
  - 被告人氏名
    - ①金子 龍斗 ②杉本 一悠
  - 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名  
（事実の要旨）  
被告人金子龍斗は、共犯者らと共謀の上、令和3年1月27日から同月28日までの間、被害者等に電話をかけ、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装ってうそを言い、これを信じた被害者に現金を用意させ、合計2回にわたり、被害者2名から現金合計400万円の交付を受け、人を欺いて財物を交付させた。  
被告人杉本一悠は、共犯者らと共謀の上、令和3年1月19日から翌月2日までの間、被害者等に電話をかけ、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装ってうそを言い、これを信じた被害者に現金等を用意させ、合計9回にわたり、被害者10名から現金合計5,028万円及びキャッシュカード3枚の交付を受け、人を欺いて財物を交付させ、更に交付を受けたキャッシュカードを使用し、合計12回にわたり、現金自動預払機を作動させて現金482万1,000円を引き出して窃取した。  
（罪名）  
被告人金子につき詐欺、被告人杉本につき詐欺、窃盗

8 この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）  
〒260—8620 千葉市中央区中央4丁目11番1号  
千葉地方検察庁 被害回復給付金担当  
電話番号 043—221—2462

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（千葉地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（千葉地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

### 無縁墳墓等改葬公告

一般国道55号寒葉峠視距改良工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申出ください。

なお、期日までにお申出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和8年2月27日

国土交通省四国地方整備局長 豊口 佳之

### 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第7条第2項に基づく使用の認定公告

令和8年2月20日付けをもって下記土地等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第5条による使用の認定があったので、同法第7条第2項の規定により公告する。

#### 記

所 在 地 番	種 類 (地目)	数 量 (㎡)		備 考
		実 測	登記簿上	
宜野湾市字野嵩知念堂原	1871番1 雑種地	515.57	436	515.57
合 計		515.57	436	515.57

令和8年2月27日

沖縄防衛局長

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年（家）第30257号

仙台市青葉区一番町1丁目16番23号 一番町スクエア3階

申立人 金澤 孝司

本籍宮城県仙台市宮城野区苦竹1丁目30番地5、最後の住所仙台市青葉区西勝山14番10号特別養護老人ホームせんじゅ、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年10月24日、出生の場所奈良県宇陀郡内牧村、出生年月日昭和2年12月10日、職業無職  
被相続人 亡 巽 トヨ子  
仙台市青葉区一番町1丁目12番20号 ライオンズマンション一番町1105 弁護士法人希望相続財産清算人 弁護士 中谷 洸  
催告期間満了日 令和8年9月24日  
仙台家庭裁判所

#### 令和7年（家）第9110号

千葉県市原市山木993

申立人 筒井 和男

本籍秋田県秋田市八橋字八橋151番地、最後の住所秋田市泉北3丁目10番10号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和7年9月5日、出生の場所秋田県南秋田郡飯島村、出生年月日昭和28年12月3日、職業無職  
被相続人 亡 安澤 道子  
秋田市八橋本町3丁目20番36号 M2ビル2階  
相続財産清算人 司法書士 桐生 謙吾  
催告期間満了日 令和8年9月7日  
秋田家庭裁判所

#### 令和7年（家）第3135号

栃木県栃木市片柳町2丁目2番61号

申立人 須黒 成好

本籍茨城県古河市錦町6825番地、最後の住所茨城県古河市平和町19番5号、死亡の場所栃木県小山市、死亡年月日令和7年5月29日、出生の場所茨城県古河市、出生年月日昭和37年3月11日、職業無職  
被相続人 亡 高橋美智子  
事務所茨城県古河市東本町2丁目3番6号佐谷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 齊藤 愛  
催告期間満了日 令和8年9月17日  
水戸家庭裁判所下妻支部

#### 令和7年（家）第3146号

千葉県野田市光葉町3—19—4 アネシス1—201号

申立人 関本 忍

本籍茨城県猿島郡境町大字若林2324番地2、最後の住所茨城県猿島郡境町大字若林2312番地2、死亡の場所茨城県猿島郡境町、死亡年月日推定令和7年2月8日、出生の場所茨城県猿島郡境町、出生年月日昭和30年11月2日、職業農業  
被相続人 亡 花島 満  
事務所茨城県古河市中央町1丁目10番30号弁護士法人古河法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 志村 和俊  
催告期間満了日 令和8年9月17日  
水戸家庭裁判所下妻支部

#### 令和8年（家）第53号

埼玉県上尾市井戸木1丁目2番地11

申立人 中村 優紀

本籍埼玉県草加市谷塚町734番地6、最後の住所埼玉県草加市谷塚町734番地1グリーンアベニュー谷塚5号棟505号室、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和7年10月1日頃から令和7年10月28日までの間、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和37年6月30日、職業不明  
被相続人 亡 笹木佐知子  
事務所東京都渋谷区桜丘町4丁目17番 Portal Apartment & Art Point 1003中村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中村 優紀  
催告期間満了日 令和8年9月14日  
さいたま家庭裁判所越谷支部

#### 令和7年（家）第679号

埼玉県東松山市小松原町8番地8 ポレストアブロードシティ小松原301号室

申立人 清水 理子

本籍栃木県宇都宮市清住2丁目2727番地、最後の住所埼玉県東松山市大字大谷4106番地年輪福祉ホーム、死亡の場所埼玉県東松山市、死亡年月日令和7年9月8日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和16年5月25日、職業無職  
被相続人 亡 加藤 徹  
事務所埼玉県東松山市日吉町1番1号 司法書士安間事務所  
相続財産清算人 司法書士 安間江身子  
催告期間満了日 令和8年9月24日  
さいたま家庭裁判所熊谷支部

**令和7年(家)第9249号**

北九州市小倉北区田町12番9号

申立人 加藤 丈雄

本籍大分県中津市大字野依896番地1、最後の住所北九州市小倉南区大字堀越358番地博慈苑、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日令和6年7月22日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和24年1月18日、職業無職

被相続人 亡 植木 逸生

事務所北九州市小倉北区田町12番9号 加藤丈雄司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 加藤 丈雄

催告期間満了日 令和8年9月25日

福岡家庭裁判所小倉支部

**令和7年(家)第30447号**

千葉市中央区千葉港1番1号

申立人 千葉市

本籍千葉県千葉市稲毛区稲毛東5丁目17番、最後の住所千葉市稲毛区稲毛東5丁目17番2号、死亡の場所千葉県千葉市稲毛区、死亡年月日令和4年11月22日、出生の場所東京都東京市荒川区、出生年月日昭和9年2月11日、職業不明

被相続人 亡 古居 博

事務所千葉市中央区中央1丁目8番6号 第12C1ビル6階 青葉総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 三浦 基子

催告期間満了日 令和8年9月9日

千葉家庭裁判所

**令和8年(家)第30038号**

千葉県木更津市中央3丁目2番16-405号

申立人 関口 重幸

本籍千葉県千葉市中央区椿森2丁目536番地、最後の住所千葉市稲毛区山王町45番地28、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和7年10月18日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和49年9月6日、職業会社役員

被相続人 亡 関口 豊樹

事務所千葉市中央区中央3丁目9番16号大樹生命千葉中央ビル8階千葉市民協同法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲富 彬

催告期間満了日 令和8年9月10日

千葉家庭裁判所

**令和7年(家)第72999号**

東京都墨田区業平1丁目7番4号

申立人 東京都墨田区都税事務所長

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目4番地13、最後の住所東京都墨田区両国4丁目30番4-610号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日推定令和4年5月6日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和10年11月28日、職業不明

被相続人 亡 川口 義郎

事務所東京都千代田区大手町1丁目5番1号大手町ファーストスクエアイーストタワー3階三浦法律事務所

相続財産清算人 弁護士 池村 聡

催告期間満了日 令和8年9月30日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第40802号**

横浜市港南区港南4-2-10

申立人 横浜市港南福祉保健センター長 遠藤 寛子

本籍神奈川県横浜市港南区上永谷1丁目5294番地、最後の住所横浜市港南区上永谷1丁目4番29号、死亡の場所神奈川県横浜市区、死亡年月日令和6年5月19日、出生の場所新潟県岩船郡平林村、出生年月日昭和22年11月7日、職業不明

被相続人 亡 河内 正

事務所横浜市戸塚区戸塚町4808トヨタビル2階

相続財産清算人 弁護士 西村 紀子

催告期間満了日 令和8年10月15日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第41096号**

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号

申立人 横浜市都筑区長 佐々田賢一

国籍台湾、最後の住所神奈川県横浜市都筑区荏田南3丁目18番17号、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2023年5月29日、出生の場所不詳、出生年月日西暦1970年10月11日、職業会社経営

被相続人 亡 曾 永彬

事務所横浜市中区相生町1-18光南ビル4階-B号室

相続財産清算人 弁護士 石山 晃成

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第41125号**

東京都渋谷区広尾1丁目3番14号

申立人 株式会社アサックス

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区明神台109番地2、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区白幡上町30番14号、死亡の場所埼玉県北本市、死亡年月日令和7年8月24日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和24年7月31日、職業法人役員

被相続人 亡 丸山 佳子

事務所横浜市中区山下町207関内J Sビル8階

相続財産清算人 弁護士 原田 雅紀

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

**令和8年(家)第40036号**

静岡県熱海市下多賀1099番地の1

申立人 萬田久美子

本籍神奈川県横浜市鶴見区下末吉3丁目651番地、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区下末吉3丁目14番11号、死亡の場所神奈川県横浜市鶴見区、死亡年月日推定令和7年6月11日から20日までの間、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和47年11月11日、職業不明

被相続人 亡 田所 芳治

事務所神奈川県横須賀市追浜本町1-32-1ペルストンビル2階

相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

**令和8年(家)第40059号**

神奈川県横浜市磯子区洋光台4丁目1番1-1107号

申立人 川崎 志朗

本籍神奈川県横浜市磯子区岡村3丁目21番、最後の住所神奈川県横浜市磯子区中原3丁目6番10号中原苑、死亡の場所神奈川県横浜市磯子区、死亡年月日令和7年11月24日、出生の場所東京都東京市麻布区、出生年月日大正15年2月28日、職業無職

被相続人 亡 重田とし子

事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ9階

相続財産清算人 弁護士 川島 志保

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第3339号**

神奈川県鎌倉市長谷2-1-13

申立人 大熊 晶子

本籍東京都台東区東上野1丁目3番地、最後の住所神奈川県秦野市南が丘4丁目4番地2-615、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日令和6年5月1日、出生の場所東京市淀橋区、出生年月日昭和8年8月27日、職業無職

被相続人 亡 高瀬 信子

事務所神奈川県足柄上郡開成町牛島50番地4 T Y S 504ビル202号 足柄上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 笠間圭一郎

催告期間満了日 令和8年9月24日

横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第7177号**

神奈川県相模原市中央区相模原4丁目3番17号相模原T O Bビル6階 弁護士法人 T L E O 虎ノ門法律経済事務所相模原支店

申立人 弁護士 原田 裕也

本籍神奈川県横浜市区南区堀ノ内町1丁目75番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区松が丘2丁目17番8号、死亡の場所神奈川県相模原市南区、死亡年月日令和7年9月15日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和22年8月18日、職業不明

被相続人 亡 澤山 和美

事務所神奈川県相模原市中央区相模原4丁目3番17号相模原T O Bビル6階 弁護士法人 T L E O 虎ノ門法律経済事務所相模原支店

相続財産清算人 弁護士 原田 裕也

催告期間満了日 令和8年9月24日

横浜家庭裁判所相模原支部

**令和7年(家)第4090号**

新潟市中央区万代5-1-7-1415

申立人 関原 光也

本籍新潟県糸魚川市大字土倉392番地、最後の住所新潟県糸魚川市中央1丁目9番31号、死亡の場所新潟県糸魚川市、死亡年月日令和7年6月17日、出生の場所新潟県糸魚川市、出生年月日昭和8年2月4日、職業無職

被相続人 亡 関原 博

事務所新潟県糸魚川市大町1丁目7番11号 ヒスイ王国館2階

相続財産清算人 弁護士 備酒 貴也

催告期間満了日 令和8年9月31日

新潟家庭裁判所高田支部

**令和8年(家)第225号**

富山市新桜町7番38号  
 申立人 富山市長 藤井 裕久  
 本籍富山県富山市豊田本町2丁目1番、最後の住所富山県富山市、死亡年月日推定令和6年12月21日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和28年4月30日、職業不明  
 被相続人 亡 坂下 利一  
 富山市堤町通り1丁目2番30号 金山ビル2階 富山西町法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 井加田 宏  
 催告期間満了日 令和8年9月16日  
 富山家庭裁判所

**令和8年(家)第20012号**

山梨県富士吉田市下吉田2丁目19番11号  
 申立人 都留信用組合  
 本籍山梨県北杜市須玉町若神子5253番地1、最後の住所山梨県北杜市須玉町若神子5253番地1、死亡の場所山梨県北杜市、死亡年月日令和5年6月13日、出生の場所山梨県北都留郡七保村、出生年月日昭和8年6月1日、職業無職  
 被相続人 亡 山下 道男  
 事務所山梨県甲府市相生2丁目3番19号ナトリビル2階ビィヘッドクラス反田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 反田 一富  
 催告期間満了日 令和8年9月15日  
 甲府家庭裁判所

**令和7年(家)第7808号**

愛知県北名古屋市鹿田流12番地 ロイヤルレインボー師勝302  
 申立人 亀嶋 猛  
 本籍愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水18番地1、最後の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水18番地1 フレスト楠北102、死亡の場所愛知県西春日井郡豊山町、死亡年月日令和7年4月21日頃から30日頃までの間、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和41年10月13日、職業建設作業員  
 被相続人 亡 亀嶋 賢一  
 事務所名古屋市中区丸の内2丁目18番22号三博ビル5階 名古屋第一法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 長尾 美穂  
 催告期間満了日 令和8年9月10日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第7928号**

愛知県瀬戸市陶原町4丁目31番地の8  
 申立人 柴田 幸正  
 本籍愛知県瀬戸市原山町232番地2、最後の住所愛知県瀬戸市原山町232番地の2、死亡の場所名古屋守山区、死亡年月日令和7年11月4日、出生の場所大分市、出生年月日昭和16年1月18日、職業無職  
 被相続人 亡 柴田多賀子  
 事務所名古屋市区大曾根3丁目5番23号 O Z a l l o g g i o 303号 六りんどう法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 大久保智晶  
 催告期間満了日 令和8年9月10日  
 名古屋家庭裁判所

**令和8年(家)第2013号**

愛知県豊橋市西松山町40番地角谷ビル2階  
 申立人 有限会社大国屋  
 本籍愛知県豊橋市西岩田6丁目4番地14、最後の住所愛知県豊橋市西岩田6丁目4番地の14、死亡の場所愛知県豊橋市、死亡年月日令和6年8月1日、出生の場所岐阜県恵那郡鶴岡村、出生年月日昭和20年7月12日、職業会社役員  
 被相続人 亡 西尾 勝利  
 事務所愛知県豊橋市畑ヶ田町雉山41番地豊橋村田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 村田 由昌  
 催告期間満了日 令和8年9月10日  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和7年(家)第3039号**

滋賀県長浜市八幡東町78番地2  
 申立人 一般社団法人なないろ  
 本籍滋賀県長浜市野瀬町566番地、最後の住所滋賀県長浜市南高田町6番10号コーポ悠楽里 2-1号室、死亡の場所滋賀県長浜市、死亡年月日推定令和7年1月31日、出生の場所滋賀県東浅井郡上草野村、出生年月日昭和27年10月16日、職業無職  
 被相続人 亡 細見 孝男  
 滋賀県長浜市南呉服町7番30号  
 相続財産清算人 弁護士 小山 英則  
 催告期間満了日 令和8年10月9日  
 大津家庭裁判所長浜支部

**令和7年(家)第70281号**

兵庫県西宮市甲子園口1丁目13番25号ノーブルライフ甲子園口102号 小山司法書士事務所  
 申立人 小山 寛樹  
 本籍兵庫県西宮市笠屋町146番地、最後の住所兵庫県西宮市山口町上山口4丁目26番14号幸泉エルズ、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和7年9月24日、出生の場所兵庫県武庫郡鳴尾村、出生年月日昭和25年9月19日、職業無職  
 被相続人 亡 浦林 富男  
 事務所兵庫県西宮市甲子園口1丁目13番25号ノーブルライフ甲子園口102号 小山司法書士事務所  
 相続財産清算人 司法書士 小山 寛樹  
 催告期間満了日 令和8年9月18日  
 神戸家庭裁判所尼崎支部

**令和7年(家)第1119号**

大阪府守口市寺内町1丁目11番19号  
 申立人 株式会社ベントハウス  
 本籍大阪府門真市月出町1407番地、最後の住所奈良県大和高田市昭和町2番1-612号朝日プラザノースウイング、死亡の場所大阪府門真市、死亡年月日令和7年2月25日頃、出生の場所大阪府門真市、出生年月日昭和32年9月5日、職業無職  
 被相続人 亡 辻本 陽一  
 奈良市高天市町11番地 高天飯田ビル501  
 そらみつ法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 西田 尚造  
 催告期間満了日 令和8年9月24日  
 奈良家庭裁判所葛城支部

**令和7年(家)第224号**

香川県仲多度郡まんのう町七箇1005-1  
 申立人 近石 修宏  
 本籍香川県仲多度郡琴平町73番地、最後の住所香川県仲多度郡琴平町73番地3、死亡の場所香川県仲多度郡琴平町、死亡年月日令和7年10月22日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和33年10月8日、職業無職  
 被相続人 亡 三野 博美  
 香川県丸亀市風袋町209番地 セントラル丸亀ビル4階 丸亀城北法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 石井 研也  
 催告期間満了日 令和8年9月30日  
 高松家庭裁判所丸亀支部

**令和7年(家)第233号**

高松市鬼無町佐藤113番地2  
 申立人 八重由香利  
 本籍香川県丸亀市塩屋町3丁目443番地、最後の住所香川県丸亀市山北町380番地2サーパス山の北404号、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日令和7年5月28日、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和27年12月16日、職業無職  
 被相続人 亡 丸岡 肇  
 香川県坂出市久米町1丁目14番14号 坂出商工会議所3階 坂入法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 坂入 誠  
 催告期間満了日 令和8年9月30日  
 高松家庭裁判所丸亀支部

**令和8年(家)第3004号**

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号  
 申立人 あけぼの債権回収株式会社  
 本籍山口県萩市大字椿東2863番地5、最後の住所山口県萩市大字椿東2863番地5 第2無田ヶ原団地1棟204号、死亡の場所山口県萩市、死亡年月日令和元年10月21日、出生の場所山口県阿武郡高俣村、出生年月日昭和7年4月3日、職業不明  
 被相続人 亡 三好 久代  
 山口県萩市大字吉田町64番地2 弁護士法人サリュ  
 相続財産清算人 木村 高康  
 催告期間満了日 令和8年9月30日  
 山口家庭裁判所萩支部

**令和7年(家)第447号**

東京都中野区本町2丁目46番1号  
 申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
 本籍愛媛県松山市緑町2丁目1番地7、最後の住所愛媛県松山市祝谷3丁目8番27号、死亡の場所愛媛県松山市、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和10年12月13日、職業不明  
 被相続人 亡 山崎 榮  
 愛媛県松山市三番町7丁目13番地13 ミツネビル802号 愛媛法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中尾 英二  
 催告期間満了日 令和8年9月15日  
 松山家庭裁判所

**令和7年(家)第2015号**

熊本県菊池市赤星1560番地1

申立人 田崎 聖一

本籍熊本県菊池市原4715番地、最後の住所熊本県菊池市片角23番地6、死亡の場所熊本県菊池市、死亡年月日令和2年4月9日、出生の場所熊本県菊池郡水源村、出生年月日昭和2年6月21日、職業不明

被相続人 亡 田崎 周夫

熊本県人吉市中青井町357-6 サンケイビル1階

相続財産清算人 奥村 高史

催告期間満了日 令和8年9月10日

熊本家庭裁判所山鹿支部

**令和7年(家)第17065号**

沖縄県島尻郡与那原町字東浜23番地2

申立人 司法書士法人きゃん事務所 同代表者社員 喜屋武 力

本籍沖縄県那覇市前島1丁目14番地1、最後の住所沖縄県那覇市前島2丁目22番26号、死亡の場所沖縄県島尻郡南風原町、死亡年月日令和7年11月14日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和26年1月26日、職業無職

被相続人 亡 仲村柄清信

沖縄県島尻郡与那原町字東浜23番地2

相続財産清算人 司法書士法人きゃん事務所 同代表者社員 喜屋武 力

催告期間満了日 令和8年10月1日

那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第5206号**

東京都千代田区麴町5丁目2番地1

申立人 株式会社オリエントコーポレーション

本籍神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町3番地8、最後の住所神奈川県横須賀市上町2丁目12番地9、死亡の場所神奈川県横須賀市、死亡年月日令和6年1月8日、出生の場所新潟県両津市、出生年月日昭和41年12月17日、職業会社員

被相続人 亡 佐野 邦典

事務所神奈川県横須賀市米が浜通1丁目7番地2 サクマ横須賀ビル301

相続財産清算人 弁護士 伊東 秀文

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所横須賀支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和8年(へ)第1号**

山口県下関市長府南之町3番33号

申立人 松永貴美江

権利の届出の終期 令和8年6月21日

令和8年1月30日 船木簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 山陽小野田市大字山野井字宗貞11684番5

宅地 729平方メートル

(2)登記年月日番号 山口県方法務局宇部支局大正9年12月28日受付第3896号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 大正9年7月15日設定

目的 竹木所有

存続期間 50年

地代 1反につき金1円、当地に対する公課に相当する金額

支払期 毎年9月30日

地上権者 厚狭郡出会村大字山川981番地の2 上田孫右エ門

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第1065号**

北海道釧路市星が浦北2丁目4番5号

申立人 榊田 誠

本籍北海道釧路市鳥取大通9丁目4番地、最後の住所北海道釧路市星が浦北2丁目4番5号

不在者 榊田 淳一

昭和53年11月6日生

届出期間満了日 令和8年6月3日

釧路家庭裁判所

**令和7年(家)第177号**

盛岡市本町通2丁目1番34-701号トーカンマンション本町

申立人 及川 正道

本籍岩手県盛岡市北天昌寺町100番地11、従来の住所盛岡市北天昌寺町20番6号

不在者 秋篠 雅弘

昭和35年10月21日生

届出期間満了日 令和8年6月8日

盛岡家庭裁判所

**令和7年(家)第964号**

宮城県仙台市青葉区一番町1丁目11番14号

申立人 佐藤 敦子

本籍宮城県宮城郡利府町菅谷字榎69番地、最後の住所宮城県多賀城市伝上山2丁目10番20号

不在者 佐藤 三郎

昭和16年7月28日生

届出期間満了日 令和8年6月12日

仙台家庭裁判所

**令和7年(家)第71号**

栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田912番地1

申立人 吉永 保

本籍栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田668番地、最後の住所不明

不在者 水沼 ケン

明治36年2月15日生

届出期間満了日 令和8年6月12日

宇都宮家庭裁判所真岡支部

**令和7年(家)第59号**

栃木県佐野市免島町762番地5

申立人 湯浅千津子

本籍栃木県佐野市小中町1216番地7、最後の住所栃木県佐野市小中町1216番地

不在者 小堀 清

昭和26年10月15日生

届出期間満了日 令和8年6月8日

宇都宮家庭裁判所足利支部

**令和7年(家)第5505号**

新潟市中央区西堀通三番町799番地西堀カメリア3階

申立人 浅見 直人

本籍新潟県新潟市江南区横越上町2丁目3408番地、最後の住所新潟市江南区横越上町2丁目7番17号

不在者 晒名 光榮

昭和15年12月31日生

届出期間満了日 令和8年6月20日

新潟家庭裁判所

**失踪宣告****令和7年(家)第1460号**

本籍北海道札幌市西区山の手2条12丁目5番、最後の住所札幌市西区琴似4条2丁目6番18号ドゥーミー琴似Levi-311号

不在者 平林 節子

昭和2年3月13日生

令和8年1月22日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第602号**

本籍茨城県稲敷市下根本1702番地、最後の住所茨城県稲敷市下根本1702番地

不在者 山口 敏男

昭和15年6月25日生

令和8年2月5日失踪宣告審判確定

水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部裁判所書記官

**令和7年(家)第198号**

本籍千葉県千葉市若葉区若松町413番地30、最後の住所千葉県勝浦市串浜1319番地1コーポ3日月105号

不在者 根本 正人

昭和48年1月14日生

令和8年2月5日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

**令和7年(家)第6394号**

本籍北海道札幌市中央区南三条西3丁目9番地、最後の住所不明

不在者 嵯峨 一

昭和5年6月17日生

令和8年2月6日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第590号**

本籍広島県広島市南区段原南1丁目17番、最後の住所広島県広島市中区羽衣町2番24号

不在者 門田 時昌

昭和43年8月19日生

令和8年2月6日失踪宣告審判確定

広島家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

### 令和7年（ハ）第2号

京都府京都市北区衣笠馬場町48番地  
申立人 株式会社河野製作所  
代表者代表取締役 中川 政子  
権利を争う旨の申述の終期 令和8年1月23日  
令和8年1月26日 大津簡易裁判所  
(別紙) 目録  
約束手形 1通  
手形番号 A B003410  
金額 1,673,290円  
支払期日 令和5年7月31日  
支払地 大津市  
支払場所 株式会社滋賀銀行石山支店  
振出日 令和5年3月31日  
振出地 滋賀県大津市月輪一丁目8番1号  
振出人 島津産機システムズ株式会社 取締役  
社長 中西 典顯  
受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和8年（フ）第2号

鹿児島県南さつま市加世田小湊7664番地  
債務者 有限会社とも屋  
代表者代表取締役 塘 幸彦  
1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 村山 大輔  
4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和8年6月1日午前11時  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

### 令和8年（フ）第58号

宮崎市大島町山田ヶ窪1927番地9  
債務者 有限会社文喜  
代表者代表取締役 寺坂 文博  
1 決定年月日時 令和8年2月18日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷口 純一  
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和8年（フ）第3号

鹿児島県始良市平松4313番地1 Glanz 03 106号、従前の住所鹿児島県南さつま市加世田東本町38番地7  
債務者 塘 幸彦  
1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 村山 大輔  
4 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査の期日 令和8年6月1日午前11時10分  
6 免責意見申述期間 令和8年5月25日まで  
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

### 令和7年（フ）第156号

宮崎市池内町数太木1824番地、前住所福岡県北九州市小倉北区砂津3丁目4番4—708号  
破産者 服部 文男  
異議申述期間 令和8年4月1日まで  
令和8年2月18日 宮崎地方裁判所破産係

### 令和7年（フ）第444号

宮崎市大王町15番地 ソレイユハイツ101号  
破産者 山宮 一光  
異議申述期間 令和8年4月1日まで  
令和8年2月18日 宮崎地方裁判所破産係

### 令和7年（フ）第138号

宮崎県延岡市大貫町6丁目157番地2  
破産者 株式会社HSK  
異議申述期間 令和8年4月1日まで  
令和8年2月18日 宮崎地方裁判所延岡支部  
令和7年（フ）第2848号  
大阪市北区堂山町15番4—1317号  
破産者 阿部 修二  
異議申述期間 令和8年4月14日まで  
令和8年2月17日 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年（フ）第3385号

大阪府東大阪市鴻池本町10番42号 203号  
破産者 岸口 幹寛  
異議申述期間 令和8年4月14日まで  
令和8年2月17日 大阪地方裁判所第6民事部

### 令和7年（フ）第4073号

大阪府摂津市東正雀1番25—103号  
破産者 阿部欣一郎  
異議申述期間 令和8年4月14日まで  
令和8年2月17日 大阪地方裁判所第6民事部

## 特別清算開始

### 令和7年（ヒ）第1007号

千葉県美浜区高浜2丁目2番1号  
清算株式会社 株式会社大幸  
代表清算人 鈴木 将司  
1 決定年月日 令和8年2月16日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
千葉地方裁判所民事第4部

### 令和8年（ヒ）第2004号

東京都大田区南蒲田3丁目11番7号  
清算株式会社 稲岡工業株式会社  
代表清算人 稲岡 喜一  
1 決定年月日 令和8年2月13日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部

### 令和8年（ヒ）第1001号

名古屋市南区南野3丁目129番地  
清算株式会社 株式会社ツカサ  
代表清算人 武内 成泰  
1 決定年月日 令和8年2月13日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
名古屋地方裁判所民事第2部

### 令和7年（ヒ）第1号

岡山県津山市大手町2番地の13  
清算株式会社 SH株式会社  
代表清算人 石井 繁好  
1 決定年月日 令和8年2月16日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
岡山地方裁判所津山支部

## 特別清算終結

### 令和7年（ヒ）第3032号

大阪府吹田市豊津町31番27号  
清算株式会社 株式会社ワールドスタイル  
1 決定年月日 令和8年2月16日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
大阪地方裁判所第6民事部

## 特別清算協定認可

### 令和7年（ヒ）第3号

熊本県上天草市松島町阿村964番地の2  
清算株式会社 永目海運株式会社  
代表清算人 永目 幸浩  
1 決定年月日 令和8年2月13日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定  
1 清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙債権目録記載の各債権額に応じて按分して弁済する。  
2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。  
3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。  
(別紙省略)  
以上  
熊本地方裁判所天草支部

**令和7年（ヒ）第3036号**

大阪府吹田市青山台4丁目9番8号  
清算株式会社 株式会社ハローウィンズ  
代表清算人 森本 光

- 1 決定年月日 令和8年2月16日
- 2 主文 本件協定を認可する。

**協定**

- 1 清算株式会社は、協定債権者森本嘉子を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち令和7年12月25日（特別清算手続開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）のうち別紙債権者一覧表兼案分弁済案の「案分をすることができる金額」にそれぞれ記載された金員を、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に弁済する。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
- 2 本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
- 3 協定債権者森本嘉子は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
- 4 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第2項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。（別紙省略）

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（ヒ）第8号**

岡山市北区吉宗688番地4  
清算株式会社 株式会社プログレッシブ  
代表清算人 稲田 吉恵

- 1 決定年月日 令和8年2月13日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

- 1 清算株式会社及び各協定債権者は、清算株式会社が各協定債権者に対し、令和7年8月20日及び令和7年10月24日に別紙債権者及び債権額一覧表の弁済額欄記載のとおり弁済を行ったことを認める。
- 2 各協定債権者は、清算株式会社に対し、別紙債権者及び債権額一覧表の弁済後の残額欄記載の金額につき、その債務を免除する。
- 3 本協定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額につき協定債権者の債権額按分にて支払う。この場合、前項に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で、前項に基づく弁済時に遡って効力を失う。（別紙省略）

岡山地方裁判所第3民事部

**船舶所有者等責任制限手続終結****令和2年（船）第1号**

福岡市博多区神屋町9番23号  
申立人 日之出海運株式会社  
主文 本件責任制限手続を終結する。  
令和8年2月13日

福岡地方裁判所第4民事部

**決議に付する決定及び債権者集会招集****令和7年（再）第35号**

東京都板橋区小茂根5丁目1番14号  
再生債務者 杉田 龍一

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生債務者提出の再生計画案
- 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
- 3 債権者集会  
(1) 期日 令和8年4月8日午後4時  
(2) 会議の目的 再生計画案の議決
- 4 書面投票期間 令和8年3月31日まで
- 5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年3月25日

令和8年2月16日

東京地方裁判所民事第20部

**再生手続終結****令和4年（再）第1号**

岐阜県揖斐郡大野町大字大野字上城東742番14  
再生債務者 社会福祉法人如水会  
1 主文 本件再生手続を終結する。  
2 理由の要旨 再生計画認可の決定確定後3年の経過  
令和8年2月13日 岐阜地方裁判所民事部

**所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

**令和8年（チ）第2号**

石川県金沢市富樫1丁目5番18号  
申立人 端野 文子  
住所・居所 不明  
（不動産登記記録上の住所）金沢市天神町二丁目40番地  
所在等不明共有者 田中竹次郎  
届出期間満了日 令和8年6月16日  
令和8年2月16日 金沢地方裁判所  
（別紙）物件目録

- 1 所在 金沢市若松町乙  
地番 50番・51番・52番・53番・54番合併  
地目 山林  
地積 25520平方メートル  
（所在等不明共有者の持分7720分の594）

**所有者不明土地管理命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届

出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

**令和8年（チ）第1号**

福島市岡部字内川原110番地の5  
申立人 鈴木 直一  
住所・居所 不明  
所有者 菱沼 勇七  
届出期間満了日 令和8年4月20日  
令和8年2月9日 福島地方裁判所  
（別紙）物件目録  
所在 福島市鎌田字阿良久  
地番 29番  
地目 原野  
地積 159平方メートル

**令和8年（チ）第2号**

大阪市中央区常盤町2丁目2番13号  
申立人 中央建物株式会社  
（不動産登記記録上の住所）神戸市灘区友田町4丁目1番14号  
所有者 株式会社習田組  
届出期間満了日 令和8年4月16日  
令和8年2月16日 神戸地方裁判所  
（別紙）物件目録

- 1 所在 神戸市兵庫区新開地5丁目  
地番 2番42  
地目 宅地  
地積 19.76平方メートル

**令和8年（チ）第1号**

和歌山県新宮市緑ヶ丘1丁目4番17号  
申立人 竹内 侑莉  
住所・居所 不明  
（不動産登記記録上の住所）神奈川県相模原市上鶴間4301番地  
（商業登記記録上の住所）神奈川県相模原市南区上鶴間4301番地  
所有者 新宮土地開発株式会社  
届出期間満了日 令和8年4月13日  
令和8年2月16日

和歌山地方裁判所新宮支部

（別紙）物件目録  
所在 新宮市緑ヶ丘1丁目  
地番 6409番5  
地目 宅地  
地積 16.50平方メートル

令和7年(子)第3号

広島市中区小町4番33号
申立人 中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役 長谷川宏之
住所・居所 不明

(最後の住所兼不動産登記簿上の住所) 大阪府高槻市塚原四丁目46番1-211号
所有権者 中本 公博
届出期間満了日 令和8年4月17日

令和8年2月13日 岡山地方裁判所津山支部
(別紙) 物件目録
1 所在 真庭市豊栄字トビノコ

地番 1304番
地目 山林
地積 10367平方メートル

令和7年(子)第4号
北九州市八幡西区小瀬台3丁目6番40号
申立人 株式会社ICHIIWA 代表者代表取締役 佐伯 慎一

住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 直方市大字感田1295番地の5
所有者 新名 一男
届出期間満了日 令和8年4月17日

令和8年2月16日 福岡地方裁判所直方支部
(別紙) 物件目録
1 所在 直方市大字感田

地番 1295番12
地目 宅地
地積 2.25平方メートル

令和7年(子)第7号
福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号
申立人 九州電力送配電株式会社

住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 大阪市南区内安堂寺町通二丁目59番地
所有者 則尾 秀
届出期間満了日 令和8年4月17日

令和8年2月16日 福岡地方裁判所行橋支部
(別紙) 物件目録
所在 豊前市大字中村

地番 1072番
地目 畑
地積 685平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有権不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだささい。届出がないときは、上記の管理命令がなされることとなります。

令和8年(子)第2号
新潟県新潟市西園町3丁目7番7号
申立人 山下 敬明

住所・居所 不明
(不動産登記簿上の住所) 新潟市大字滝344番地
所有者 松田 秋夫
届出期間満了日 令和8年4月16日

令和8年2月16日
新潟地方裁判所新潟支部
(別紙) 物件目録
所在 新潟市西園町3丁目224番地9

家屋番号 224番9の2
種類 居宅
構造 セメント瓦葺2階建
床面積 1階 82.82平方メートル
2階 45.54平方メートル

会社の公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 十勝毎日新聞
掲載の日付 令和八年二月九日
掲載頁 二頁
掲載 十勝毎日新聞
掲載の日付 令和八年二月九日
掲載頁 二頁

(乙) 掲載 北海道帯広市西二十一一条北一丁目三番二〇号
掲載頁 二頁
掲載 北海道帯広市西二十三条北四丁目一番地二七

(甲) 株式会社マテック
代表取締役 杉山 博康
(乙) 株式会社エルバ北海道
代表取締役 杉山 博康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することになりました。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 一四五頁(号外第三十一号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 一四二頁(号外第三十一号)

(丙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 一四五頁(号外第三十一号)

(丁) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 一四五頁(号外第三十一号)

千葉県市原市五井五九四五番地の1
(甲) 陽品運輸倉庫株式会社
代表取締役 高松 克行

千葉県大里郡寄居町用土五九二〇番地1
(乙) ペトロサポート株式会社
代表取締役 高松 克行

千葉県袖ヶ浦市南袖六五番地1
(丙) 陽品運輸倉庫株式会社
代表取締役 高松 克行

千葉県市原市五井五九四五番地の1
(丁) 野田エルピーガス物流株式会社
代表取締役 高松 克行

合併公告

債権者及び株主等関係者 各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
令和八年二月二十七日

東京都港区西新橋一丁目一番一号
(甲) 株式会社ヴィアックスRホールディングス
代表取締役 水野 仁

東京都港区西新橋一丁目一番一号
(乙) 株式会社VRH
代表取締役 水野 仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) <https://www.fixel.co.jp/company/disclosure/>

令和八年二月二十七日
東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
(甲) TIS株式会社
代表取締役 岡本 安史

(乙) Fixel株式会社
代表取締役 池本 哲也

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号
(乙) Fixel株式会社
代表取締役 池本 哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号東宝日比谷プロムナードビル

(甲) PK LENDING AVIA TION NOTES EQUI PMENT SERIES JPN SUB合同会社
代表社員 ビーケー・アリオト・エルピー

職務執行者 ドナルド・ジェイ・ブグリシ
東京都千代田区有楽町一丁目五番二号東宝日比谷プロムナードビル

(乙) PK AIRI JPN合同会社
代表社員 PK LENDING AVIA TION NOTES EQ UIPMENT SERIES JPN SUB合同会社

職務執行者 ドナルド・ジェイ・ブグリシ

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項の規定により、乙は会社法第七八四条第一項の規定により、それぞれの株主総会の承認を得ないでこの合併を行います。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年六月十三日付官報九十九頁(号外第一三二一号)

東京都品川区大崎二丁目一番一号
株式会社モスフードサービス
代表取締役 中村 栄輔

東京都品川区大崎二丁目一番一号
株式会社モスクレジット
代表取締役 平山 美夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月二十五日
掲載頁 一〇五頁(号外第一七〇号)

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年九月十二日
掲載頁 九十頁(号外第二〇六号)

令和八年二月二十七日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
(甲) Red Holdings株式会社
代表取締役 池田 大輔

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
(乙) アリナミン製菓株式会社
代表取締役 森澤 篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月三十日
掲載頁 一〇八頁(号外第一七四号)

令和八年二月二十七日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(甲) 株式会社レアジョブ
代表取締役 中村 岳

東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(乙) 株式会社プロゴス
代表取締役 木下 祐一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日
東京都新宿区神楽坂五丁目三番地八潮第二ビル5F
(甲) 合同会社ストッパーパー
代表社員 北村 哲平

東京都港区六本木一丁目七番二四号麻布市兵衛町ホームズ703
(乙) 合同会社レイオーバー
代表社員 北村 哲平

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十三日
掲載頁 九十三頁(号外第十五号)

(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和八年二月二十七日
東京都中央区日本橋富沢町九番一十九号
(甲) 株式会社ラストワンマイル・パートナーズ
代表取締役 奥田 謙吾

東京都中央区日本橋富沢町九番一十九号
(乙) RK運送合同会社
代表社員 株式会社D&Dホールディングス
職務執行者 奥田 謙吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十七日
掲載頁 二頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十八日
掲載頁 七頁

令和八年二月二十七日
東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル
(甲) APAMAN株式会社
代表取締役 山崎 戒

宮崎市橘通東二丁目五番七号宇田第八ビル1F
(乙) ファーストリビング株式会社
代表取締役 田嶋 啓

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日
東京都千代田区紀尾井町四番一号

(甲) 株式会社Web幹事
代表取締役 川上 宗一
東京都千代田区紀尾井町四番一号
(乙) 株式会社Saii2号
代表取締役 原 怜也

債権者及び株主等関係者 各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月三日
掲載頁 四頁

(乙) 確定した最終事業年度はありません
令和八年二月二十七日
東京都品川区東五反田五丁目一〇番一八号
(甲) 株式会社グルメプランズカンパニー
代表取締役 工藤 大介

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目五一番一〇号
(乙) 株式会社Tecona Bagei
代表取締役 工藤 大介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七百九十六条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに決定しており、乙は会社法第七百九十三条第一項に基づき総社員の同意を令和八年二月二十六日に得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
令和八年二月二十七日
東京都港区三田一丁目四番一号

(甲) エイベックス株式会社
代表取締役 黒岩 克巳
東京都港区三田一丁目四番一号
(乙) エイベックス・ヘルスケアエンパワー合同会社
代表社員 エイベックス株式会社
職務執行者 保屋松靖人

代表社員 エイベックス株式会社
職務執行者 保屋松靖人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://nitech.co.jp/>

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

(丙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都渋谷区代々木一丁目三五番四号 (甲) 株式会社イースト 代表取締役 武者 麻子

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号 (乙) 株式会社アイニードプラス 代表取締役 和田 洋

東京都江東区豊洲三丁目二番二四号 (丙) 株式会社アイニードホールディングス 代表取締役 和田 洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十七日

東京都江東区豊洲三丁目一番一号 (甲) 株式会社IHI 代表取締役 井手 博

東京都江東区豊洲三丁目一番一号 (乙) 株式会社IHIセグメント 代表取締役 井上 忠幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十四頁(号外第四号)

掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月八日

掲載頁 六十四頁(号外第四号)

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目三番二号 (甲) マックスエンジンアリアリング株式会社 代表取締役 新井 規志

大阪府中央区瓦町二丁目四番一〇号 (乙) マックスエンジンアリアリング株式会社 代表取締役 新井 規志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年四月十五日

掲載頁 三頁

掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年一月二十七日

掲載頁 九頁

令和八年二月二十七日

東京都港区東新橋一丁目九番一号 (甲) 株式会社シン・コーポレーション 代表取締役 川口 範

東京都港区東新橋一丁目九番一号 (乙) 株式会社メロ・ワークス 代表取締役 川口 範

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田美土代町一番地九一四〇四号 (甲) 合同会社トノエ 代表社員 鶴岡 康弘

札幌市中央区北一条東十二丁目二番 (乙) 合同会社くみたて 代表社員 合同会社トノエ 職務執行者 鶴岡 康弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 三頁

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十八日

掲載頁 一六頁(号外第一六六号)

令和八年二月二十七日

東京都立川市柏町一丁目二六番地の四 (甲) 株式会社セレモア 代表取締役 中川 貴郎

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一〇号 道玄坂通四階 (乙) 株式会社ジャパン・セレモニー・ホールディングス 代表取締役 仲村 和明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。また、甲は、同日付で商号を次のとおり変更いたします。

旧商号 株式会社NOVA東日本

新商号 株式会社NOVAグループ

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.nova.co.jp/corporation/>

(乙) <https://www.nova.co.jp/corporation/>

令和八年二月二十七日

東京都品川区東品川二丁目三番一〇号 (甲) 株式会社NOVA東日本 代表取締役 稲吉 正樹

東京都品川区東品川二丁目三番一〇号 (乙) 株式会社NOVA西日本 代表取締役 稲吉 正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。乙は、株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に基づき議決権を行使することができる株主全員の同意)を令和八年二月十九日に終了しております。甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月六日

掲載頁 一三七頁(号外第一二五号)

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目一番一号 (甲) コナミグループ株式会社 代表取締役 東尾 公彦

東京都中央区銀座一丁目一番一号 (乙) コナミリアルエステート株式会社 代表取締役 東尾 公彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにした。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日本経済新聞

掲載の日付 令和七年七月五日

掲載頁 三十七頁

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年四月十五日

掲載頁 三十九頁(号外第八十五号)

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号 (甲) 株式会社ロッテ 代表取締役 中島 英樹

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号 (乙) Dari K株式会社 代表取締役 小久保良輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月二十日

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月二十日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三三号

代表取締役 小泉 喬史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

神奈川県横須賀市久里浜二丁目二番三三号

代表取締役 島崎 亮

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年十二月二十四日

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(丙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(丁) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(戊) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(己) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(庚) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(辛) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(壬) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

(癸) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十日

代表取締役 前田 功輔

代表取締役 前田 功輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年六月二十日

山梨県韮崎市大草町下條西割二二〇番地

代表取締役 橋田 博文

合併公告

債権者及び株主等関係者 各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は終了、甲の株主総会決議は令和八年一月十九日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十二日
掲載頁 七十一頁(号外第一九〇号)

(乙) 掲載 胆江日日新聞
掲載の日付 令和八年二月二十五日
掲載頁 七頁

令和八年二月二十七日

長野県東筑摩郡筑北村坂井五七二六番地六

(甲) 綿半ファーム株式会社
代表取締役 屋ヶ田光一
(乙) 株式会社ちくほく農場
代表取締役 竹村 夏樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)(乙)(丙)(丁)ともに

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十三日

令和八年二月二十七日

静岡市葵区伝馬町九番地の四
(甲) 株式会社フォルテ
代表取締役 鈴木浩一朗

東京都港区北青山三丁目六番二号
(乙) 株式会社ブルメリア
代表取締役 鈴木浩一朗

静岡市葵区伝馬町九番地の四
(丙) 株式会社ブレジャー
代表取締役 鈴木浩一朗

静岡市葵区伝馬町九番地の四
(丁) 株式会社スパーク
代表取締役 鈴木浩一朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年二月二十七日

愛知県安城市花ノ木町四九番九六

(甲) shucure 安城合同会社
代表社員 大谷 和弘

愛知県春日井市勝川町七丁目三五番地

(乙) shucure 勝川合同会社
代表社員 大谷 和弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしましたので公告します。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲及び乙) https://www.woodfriends.co.jp/
ir-e-public-notice/
令和八年二月二十七日

名古屋市中区栄四丁目五番三号

(甲) 株式会社ウッドフレンズ
代表取締役 伊藤 嘉浩

名古屋市中区新出来一丁目六番二二二番

(乙) 株式会社リアルウッドマーケットイング
代表取締役 山田 大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩
(乙) シャープディスプレイソリューショングループ株式会社
代表取締役 山本 利明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は終了、乙の株主総会決議は令和八年三月三十日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の各最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十七日

大阪府中央区内本町二丁目二番一四一〇一五号

(甲) ミヤコジマグループホールディングス株式会社
代表取締役 高士 雅次

三重県伊賀市大野木二〇八二番地

(乙) 株式会社健康野菜頒布会
代表取締役 高士 雅次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 一三四頁(号外第二一九号)

令和八年二月二十七日

大阪府堺市堺区匠町一番地
(甲) シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩

東京都港区三田一丁目四番二八号

(乙) シャープディスプレイソリューショングループ株式会社
代表取締役 山本 利明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は終了、乙の株主総会決議は令和八年三月三十日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の各最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

令和八年二月二十七日

福岡県朝倉市一木五九番四

(甲) 丸協運輸株式会社
代表取締役 渡部 智

福岡県朝倉市一木五九番四

(乙) 丸協運輸株式会社
代表取締役 渡部 智

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月二十三日
掲載頁 二八六頁(号外第一六八号)

令和八年二月二十七日

大阪府中央区本町四丁目二番二二番

(甲) 株式会社スマレジ
代表取締役 宮崎 龍平

福井県福井市二の宮二丁目二番三八号

(乙) 株式会社ネットショップ支援室
代表取締役 竹澤 洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲・乙)

掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 五頁

令和八年二月二十七日

奈良県奈良市高畑町一〇七一番地

(甲) 株式会社ワールド・ヘリテイジ
代表取締役 東 正教

奈良県奈良市法華寺町二五四の一番地

(乙) 株式会社奈良ロイヤルホテル
代表取締役 東 正教

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十五日
掲載頁 八十七頁(号外第一四三三号)

令和八年二月二十七日

愛媛県東温市南方二二九五番地一

(甲) 丸協運輸株式会社
代表取締役 渡部 智

愛媛県東温市山之内甲二〇九一番地一

(乙) 株式会社AMT
代表取締役 中迫 陽一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十三日
掲載頁 一五六頁(号外第三十一号)

令和八年二月二十七日

福岡市博多区博多駅前三丁目二六番二九号

九勸博多ビル

(甲) キャリアパス株式会社
代表取締役 池邊 康造

福岡市博多区博多駅前三丁目二六番二九号

九勸博多ビル

(乙) 株式会社Open
代表取締役 池邊 康造

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十二日
掲載頁 一二二頁(号外第三十号)

令和八年二月二十七日

大分市西大道二丁目三番八号

(甲) 吉村不動産株式会社
代表取締役 吉村 浩子

大分市西大道二丁目三番八号

(乙) 有限会社吉村興産
代表取締役 吉村 浩子

大分市西大道二丁目三番八号

代表取締役 吉村 浩子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在東京都荒川区東日暮里五丁目五二番七号 名称キューデンアネックス)経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十七日
掲載頁 九十頁(号外第三十三号)

令和八年二月二十七日

群馬県桐生市巴町二丁目一番地二

(甲) 三立企業株式会社
代表取締役 赤石 知大

東京都足立区西新井柴町二丁目七番二九号

(乙) 株式会社興和商事
代表取締役 呉本 賢虎

東京都足立区西新井柴町二丁目七番二九号

代表取締役 呉本 賢虎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の認可保育事業、フォトスタジオ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) http://www.nikke.co.jp/ir/grpkoukoku/index.html

(乙) http://www.nikke.co.jp/ir/grpkoukoku/index.html

令和八年二月二十七日

千葉県市川市北方一丁目八番二号

(甲) 株式会社ニッケナーサリー
代表取締役 竹内進之助

兵庫県加古川市加古川町本町二二九番地の二

(乙) 株式会社ニッケライフ
代表取締役 竹内進之助

代表取締役 竹内進之助

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により濤標アナリティクス株式会社(乙、東京都江東区豊洲二丁目二番一号A棟三二F)のAI・データ分析事業(特定顧客を除く)に関する権利義務を承継することいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月十三日
掲載頁 九十四頁(号外第二五〇号)

令和八年二月二十七日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

TIS株式会社
代表取締役 岡本 安史

代表取締役 岡本 安史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一切の事業に關して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、本分割に反対の株主は、本公告掲載の翌日から効力発生日の前日までに、その所有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できます。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月八日
掲載頁 八十九頁(号外第一五六号)

(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十二日
掲載頁 九十四頁(号外第十四号)

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田淡路町二丁目一〇五番地

(甲) 株式会社ゼンリンマーケティング
ソリューシヨonz

代表取締役 山下 弘記

東京都渋谷区初台一―五―一―初台センタービル九〇九

(乙) マップマーケティング株式会社
代表取締役 新田 正則

代表取締役 新田 正則

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により出版共同流通株式会社(乙、住所東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地)の営む以下四事業に係る権利義務を承継することいたしました。

一、株式会社日経BPMマーケティング発売の直販出版物取扱事業

二、株式会社ニューズ・ライン発売の直販出版物取扱事業

三、胡蝶蘭販売事業

四、自家配送送請負事業

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月十七日 掲載頁 八十八頁(号外第一六四号)

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年六月九日 掲載頁 五十八頁(号外第一二六号)

令和八年二月二十七日 東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地 日販物流サービス株式会社 代表取締役 太田 紀行

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により川崎汽船株式会社(乙、住所神戸市中央区海岸通八番)の船舶管理子会社管理事業に関する権利義務を承継することいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月二十七日 東京都千代田区内幸町二丁目一番一号 ケイラインシッブマネージメントホールディングス株式会社 代表取締役 遠藤 英明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のクラウド型勤怠管理システム事業「AKASHI事業」及びオウンドメディア事業「summer事業」に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙) <http://sonyhn.co.jp/profile/publicnotice>

令和八年二月二十七日 東京都港区芝浦三丁目一番二番二号 msbt a machi 田町ステーションタワーS二階 (甲) 株式会社マネーフォワード 代表取締役 辻 庸介

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番一五号 (乙) ソニービズネットワークス株式会社 代表取締役 早川 富雄

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー大森店、アリオ市原店における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年五月三十日 掲載頁 二十一頁

(乙) <http://www.itoyokado.co.jp/company/investors/keisan/index.html>

令和八年二月二十七日 東京都品川区南大井六丁目二七番一八号 (甲) 株式会社クリエイトリンク 代表取締役 井上 了徳

東京都千代田区二番町八番地八 (乙) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本 哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のホームデザイン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月七日 掲載頁 一一九頁(号外第一五五号)

(乙) 掲載紙 官報 掲載の日付 令和七年七月十一日 掲載頁 四十一頁(号外第一六〇号)

令和八年二月二十七日 東京都世田谷区太子堂四丁目一番一号 (甲) 株式会社スウェーデンハウス 代表取締役 村井 秀壽

札幌市中央区南十九条西九丁目二番二八号 (乙) 株式会社北洋交易 代表取締役 小島 敏之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の管理関連業務(再委託業務等を含む)に係る事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年十月十五日 掲載頁 十五頁

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十六日 掲載頁 三頁

令和八年二月二十七日 東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー (甲) 株式会社アーキテクト・ディバロッパー 代表取締役 木本 啓紀

東京都狛江市中和泉一丁目一番三号 (乙) 網山不動産株式会社 代表取締役 松崎 学

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社フォルテの株式を管理、運用する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 一四四頁(号外第三十一号)

(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 二十七頁

令和八年二月二十七日 東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手町プレイスウエストタワー二四階 (甲) 株式会社JSSO1 代表取締役 鈴木 宏治

東京都港区北青山三丁目六番二五号 (乙) 株式会社ブルメリア 代表取締役 鈴木 浩一朗

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の四国エリアにおける自動販売機事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月十一日 掲載頁 二頁

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年五月二十七日 掲載頁 八十一頁(号外第一一六号)

令和八年二月二十七日 東京都足立区古千谷本町一丁目一番八号 (甲) 株式会社SDベンディング 代表取締役 鈴木 広美

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号 (乙) 株式会社富士飲料 代表取締役 鈴木 広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が自動販売機事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 五頁

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十八日
掲載頁 五十三頁 (号外第三十四号)

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号
株式会社 ONEheart
代表取締役 鈴木 広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が自動販売機事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 五頁

東京都千代田区九段南四丁目七番一三号
株式会社 ONEheart
代表取締役 鈴木 広美

栃木県栃木市片柳町一丁目一六番一四号
株式会社宮崎商店
代表取締役 鈴木 広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が神奈川県エリアの自動販売機事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 五頁

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号
株式会社 ONEheart
代表取締役 鈴木 広美

東京都千代田区九段南四丁目八番三五号
株式会社富士飲料
代表取締役 鈴木 広美

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営むアパレル O E M 事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 千葉日報
掲載の日付 令和八年二月二十三日
掲載頁 十一頁

東京都千代田区五番町二番一四号二〇二号室
株式会社 J・WORKS
代表取締役 菊川 航希

東京都渋谷区桜丘町一七番六号
株式会社 J・WORKS
代表取締役 北川 慎二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲のアウトエナジー事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 二一六頁 (号外第一四八号)

東京都品川区大崎一丁目六番四号
日本ファシリテイ・ソリューション株式会社
代表取締役 舛田 健次

東京都港区芝三丁目二番一八号
テプコカスターマサービス株式会社
代表取締役 福田 敦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の売買及び運営管理に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月六日
掲載頁 六十一頁 (号外第二十七号)

東京都文京区後楽二丁目二三番一二号
ユーワ株式会社
代表取締役 金田 宏

東京都文京区後楽二丁目二三番一二号
FHLホールディングス株式会社
代表取締役 金田 宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の P L T グループ都市開発事業本部によるまちづくり事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月三十日
掲載頁 二二〇頁 (号外第一四八号)

東京都港区港南二丁目一六番四号
プライムライフテクノロジーズ株式会社
代表取締役 道浦 正治

東京都新宿区西新宿二丁目四番一四号
ミサワホーム株式会社
代表取締役 作尾 徹也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む全事業のうち、(i) 磁性材料事業(疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない)並びに、(ii) 電線事業及び自動車部品事業を除いた事業に...

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年八月五日
掲載頁 五十八頁 (号外第一七八号)

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
株式会社 B C J 152
代表取締役 村上 和也

東京都江東区豊洲五丁目六番三六号
株式会社プロテリアル
代表取締役 ショーン・マホニー・ス タック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の磁性材料事業(疑義を避けるために付言すると、軟磁性材料を用いた事業は含まない。)に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年六月二十四日
掲載頁 二十二頁

令和八年二月二十七日
東京都江東区豊洲五丁目六番三六号

- (甲) 株式会社プロテリアルマグネティックス 代表取締役 越田 久崇
(乙) 株式会社プロテリアル ショーン・マホニー・ス タック

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のSONR事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年三月三十日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十月二十八日
掲載頁 八十八頁(号外第三三九号)

令和八年二月二十七日
東京都渋谷区神宮前六丁目一九番二〇号

- (甲) SATORI株式会社 代表取締役 植山 浩介
(乙) 株式会社エクスト 代表取締役 高畑 欽哉

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号新大阪阪急ビル三階

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により関谷理化株式会社(乙、東京都中央区日本橋室町四丁目三番五号)の不動産事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月二十四日
掲載頁 七十一頁(号外第三十七号)

令和八年二月二十七日
東京都江東区平野一丁目九番七一一〇二号

- 株式会社関谷幸吉商店 代表取締役 関谷 幸樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業の一部に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 千葉日報
掲載の日付 令和八年二月二十三日
掲載頁 十一頁

令和八年二月二十七日
神奈川県平塚市錦町二六番二三号カストロ

- (甲) 株式会社エンセリオ 代表取締役 青木 豊
(乙) 株式会社マハー・ホームズ 代表取締役 青木 豊

神奈川県平塚市錦町一六番二三号カストロ 湘南三F

吸収分割公告

静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号(甲)株式会社阿古屋製パン 代表取締役 向江 秀征
静岡県浜松市中央区広沢三丁目七番六号(乙) 有限会社阿古屋製パン 代表取締役 高橋 秀行

令和八年二月二十七日

- (甲) H N分割準備株式会社 代表取締役 室屋 直幸
(乙) トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役 室屋 直幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の製材事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) H N分割準備株式会社 代表取締役 室屋 直幸
(乙) トヨタホーム名古屋株式会社 代表取締役 室屋 直幸

令和八年二月二十七日
https://www.woodfriends.co.jp/ie-public-notice/

- (甲) 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 伊藤 嘉浩
(乙) 株式会社ラン パーランド 代表取締役 池田 豪

岐阜県美濃加茂市牧野八九九番

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の建材事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七八四条第二項、乙は同法第七九六条第一項に基づき株主総会の決議を経ずに会社分割を決定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 伊藤 嘉浩
(乙) 株式会社フォレストノート 代表取締役 池田 豪

令和八年二月二十七日
https://www.woodfriends.co.jp/ie-public-notice/

- (甲) 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 伊藤 嘉浩
(乙) 株式会社フォレストノート 代表取締役 池田 豪

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙一の遊技場九店舗及び乙二の遊技場一店舗の経営事業に関する権利義務及び資産を承継し乙一乙二はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 株式会社マルハン 代表取締役 韓 俊
(乙) 株式会社公衆 代表取締役 山田 栄作

令和八年二月二十七日

- (甲) 株式会社公衆 代表取締役 山田 栄作
(乙) 株式会社三桐公衆 代表取締役 山田 栄作

岩手県盛岡市上堂四丁目一番二〇号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十六日
掲載頁 三頁

令和八年二月二十七日
大阪市天王寺区堂ヶ芝二丁目一八番一七号
(甲) 株式会社ハタメタルエステート
代表取締役 畑 敬三

大阪府東大阪市高井田一六番八号
(乙) 株式会社ハタメタルワークス
代表取締役 畑 敬三

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 四頁
(乙) 掲載 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 四頁

令和八年二月二十七日
大阪市港区波除六丁目四番三号
(甲) 大協通運株式会社
代表取締役 合田 明弘

大阪市港区弁天六丁目四番一四号
(乙) 三協グループ株式会社
代表取締役 合田 明弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の新築事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) https://www.daiwahouse-chintai-reform.jp
(乙) https://daiwahouse-woodreform.co.jp/
令和八年二月二十七日
大阪府中央区博労町三丁目五番一号
(甲) 大和ハウス賃貸リフォーム株式会社
代表取締役 小高 一浩

東京都港区港南四丁目一番八号
(乙) 大和ハウスウッドリフォーム株式会社
代表取締役 女鹿口裕継

吸収分割公告

当社は、吸収分割により株式会社中村超硬(乙、住所大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号)のナノサイズゼオライト事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) http://www.nakamura-sp.co.jp/
令和八年二月二十七日
大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号
Zeo Next 株式会社
代表取締役 井上 誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のバサージュ琴海事業及びこれに附帯する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十一月二十五日
掲載頁 九十三頁(号外第二五七号)
(乙) http://www.nippo-c.co.jp

令和八年二月二十七日
長崎市幸町七番一号
(甲) 株式会社リージョンアルフーズ長崎
代表取締役 岩下 英樹

東京都中央区京橋一丁目一九番一号
(乙) 株式会社NIPPPO
代表取締役社長 和田 千弘

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する and mill if e 株式会社(住所群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町九八六番地四)に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載 千葉日報
掲載の日付 令和八年二月二十三日
掲載頁 十一頁
令和八年二月二十七日
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町四番地三
株式会社松井
代表取締役 角田 欣哉

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オランダ家(住所千葉県美浜区新港二一一番地)に対して当社の全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十六日
掲載頁 八十一頁(号外第三十二号)
令和八年二月二十七日
千葉県美浜区新港二一一番地
株式会社オランダ家
代表取締役 芝山 均

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する二島商事株式会社(住所東京都大田区大森北二丁目九番一四号)に対して当社の不動産賃貸管理事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載 官報
掲載の日付 令和七年十二月八日
掲載頁 八十七頁(号外第二六八号)
令和八年二月二十七日
東京都大田区大森北二丁目九番一四号
二島ビル株式会社
代表取締役 二島 建夫

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ISOプロ(住所東京都新宿区西新宿六丁目八番一四号)に対して当社のISO認証事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二日
掲載頁 一二〇頁(号外第二十二号)
令和八年二月二十七日
東京都新宿区西新宿六丁目八番一四号住友不動産新宿オーキータワー
NNSスマートコンサルティング株式会社
代表取締役 安藤 栄祐

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社キャストバイオ(住所東京都中央区築地一丁目一三番一〇号)に対して当社の新設分割計画に定めた事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- 掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和八年二月九日
掲載頁 四頁
令和八年二月二十七日
東京都中央区築地一丁目一三番一〇号サクス銀座ビル2F 株式会社凜研究所
代表取締役 藤原 正明

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社日ネクスト(住所横浜市区弥生台一八番三三)に対し...

千葉日報 掲載の日付 令和八年二月二十三日 掲載頁 十一頁 令和八年二月二十七日 東京都品川区東大井一丁目七番一四号

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サムライ堂ホールディングス(住所東京都新宿区横寺町三六番地二二)に対し...

千葉日報 掲載の日付 令和八年二月二十三日 掲載頁 十一頁 令和八年二月二十七日 東京都新宿区神楽坂三丁目六番地

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するブロードメディア・スタジオ株式会社(住所東京都中央区月島一丁目一四番七号)に対し...

金融商品取引法による有価証券報告書提出済 令和八年二月二十七日 東京都港区赤坂八丁目四番一四号

ブロードメディア株式会社 代表取締役 橋本 太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するMy Skin株式会社(住所東京都文京区向丘二丁目三番一〇号)に対し...

官報 掲載の日付 令和八年二月二十日 掲載頁 一五八頁(号外第三十六号) 令和八年二月二十七日 東京都文京区向丘二丁目三番一〇号

My Skin株式会社 代表取締役 西 康宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大和自動車交通豊島株式会社(住所東京都北区豊島五丁目一番三二番三二)に対し...

大和自動車交通王子株式会社 代表取締役 澤田 三郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するDaiwa JCS(住所東京都大田区新蒲田二丁目三番一八号)に対し...

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十七日 横浜市青葉区つじが丘一番地一四号

代表取締役 安福 孝之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社TEN(住所大阪府浪速区恵美須東二丁目一番二二番二二)に対し...

千葉日報 掲載の日付 令和八年二月二十三日 掲載頁 十一頁 令和八年二月二十七日 大阪府北区天神橋四丁目二番一〇号

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するNHUEルズ株式会社(住所岡山県倉敷市西阿知町新田六三七番地二二)に対し...

日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月二十六日 掲載頁 三頁 令和八年二月二十七日 岡山県倉敷市中島二二一番地一

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更により新設する信江工業株式会社

宮城県宮城郡利府町中央一丁目五番地四一〇二 代表社員 伊藤 亮

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更により新設する仙台市青葉区中央二丁目一番一九号

佐和プロジェクト合同会社 代表社員 佐藤 史和

福島県大沼郡会津美里町字高田甲二七三五番地四 合同会社こころのあい 代表社員 児島 一行

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更により新設する群馬県富岡市中沢三三七番地一

合同会社AMU 代表社員 浦野 直己

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社神楽事業開発とします。

東京都新宿区神楽坂五丁目三二番地八潮第二ビル五F 合同会社ストッポーパー 代表社員 北村 哲平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更後の商号は株式会社アシストとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都中央区中野三丁目三四番三号中野住研コーポ四〇八

合同会社アシスト

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月十五日であり、組織変更後の商号は株式会社T T Tとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区白金台一丁目四一五

合同会社T T T

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都中央区銀座一丁目二番一號

銀座大竹ビジデンス二F

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区浜松町二丁目一番一五号浜松町ダイヤビル二F

合同会社M、ドリーム

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

神奈川県横浜市西区浅間町一丁目四番三号

ウイザードビル四〇二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

横浜市中央区山下町一一番地一グランドア

ネットクス水町八階

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

神奈川県藤沢市鶴沼石上二丁目五番一號湘南鶴沼BLD三階C号室

合同会社RE VENT

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

石川県野々市市本町二丁目一番二二號

Travel & Spice 合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

愛知県新城市庭野行宗五

合同会社Trust Me

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

愛知県豊田市保見ヶ丘二丁目七一番地

SAN3 合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

名古屋市中村区岩塚町林高寺東三八番地

合同会社twins

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

大阪府大阪市中央区本町四丁目八番一號

S D本町ビル七〇二号

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社DRAGONBABYとします。

令和八年二月二十七日

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

大阪府北区万歳町三三三九一三〇二号

合同会社DRAGONBABY

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

兵庫県西宮市神呪町一四番三〇一三〇二号

IGL 合同会社

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにしたしました。

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年三月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年二月二十七日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三三

(甲) 株式会社ユニバーサルトラセン

ドプランニング

代表取締役 角谷 好美

(乙) 株式会社CODE J

代表取締役 平山浩一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億五千五百八十九万七千三百九十九円九百七十四円七角六分とするにいたしました。

ただし、令和七年四月三日から令和七年六月三十日の間に新株式の発行により五億九千九百九十七万三千三百七十六円増加しており、資本金の額は十億五千三百四十七万三千七百七十七円七角六分となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年七月十四日付、官報(号外第一六一号)一一二頁に掲載しております。

令和八年二月二十七日

北海道江別市大麻中町二六番地の二二

株式会社岩谷技研

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億六千三百八十八万六千九百九十九円九角とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

www.metagunx.com

令和八年二月二十七日

山形県鶴岡市覚岸寺字水上二四六番地二

メタジェンセラピューティクス株式会社

代表取締役

代表取締役 中原 拓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百四十六万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少し五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千五百五十万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千五百五十万八千二百九十二円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.pocket-change.jp/news

令和八年二月二十七日

東京都港区芝四丁目三番五号三F

株式会社ポケットチェンジ

代表取締役 青山 新

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千万円減少し五千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百五十五万五千五百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百四十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズ

SYNC Group株式会社

代表取締役 石川 智哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八億九千六百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百四十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千九百五十五万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式発行の効力が生じることを条件に、資本金の額を四億三千九百五十五万円減少し、百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百六十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://establish.moneyforward.com/announcement/27921

令和八年二月二十七日

神奈川県横浜市中区山下町二三番地一

株式会社Next Solution

代表取締役 小勝 通光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億四千九百九十六万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千五百万円減少して減少する資本金の額のうち一億五千四百七十七万三千三百九十一円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十日
掲載頁 八十八頁(号外第二十九号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億七千九百九十二万五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 八十八頁(号外第二十九号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億円減少し、二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月二十六日
掲載頁 一一五頁(号外第一四四号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 一一五頁(号外第一四四号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十一日
掲載頁 八十八頁(号外第一六〇号)

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十日
掲載頁 八十八頁(号外第二十九号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月二十七日
掲載頁 一一五頁(号外第一四四号)

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十九万六千三百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年十二月十日
掲載頁 二頁

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一一〇頁(号外第三十五号)

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする中北興業株式会社および株式会社東北亜鉛電材製作所との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一一〇頁(号外第三十五号)

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日を効力発生日とする中北興業株式会社および株式会社東北亜鉛電材製作所との株式交換(以下「本株式交換」)により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年二月十九日
掲載頁 一一〇頁(号外第三十五号)

準備金の額の減少公告

当社は、別途予定している黒井産業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

令和七年十二月二十六日付官報（号外第二八六号）八十頁

令和八年二月二十七日  
山形市宮町二丁目一番九号

株式会社クローイホールディングス  
代表取締役 黒井 雄介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千五百六十八万七千四百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
茨城県牛久市猪子町九四八番地一  
株式会社サンエイホールディングス  
代表取締役 吉田 憲仁

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億四六二万三〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都千代田区麹町五丁目七番地二MF P  
R 麹町ビル7F

株式会社リンク・プロセシング  
代表取締役 齊藤 篤史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八千七百五十万七千三百九十九円減少し、一億円とし、資本準備金の額を八千七百五十万七千三百三十六円減少し、〇円とすることにいたしました。

また、令和八年二月二十七日から令和八年三月三十日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、当該株式発行により増加する資本の額及び資本準備金の額と同額分の資本金及び資本準備金の額を減少し、最終的な資本金の額を一億円、最終的な資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
<https://k.secure.freee.co.jp/companies/31033/announces>  
令和八年二月二十七日  
宮城県仙台市青葉区国分町二丁目四一九enspace  
株式会社COLLABO MAKER  
代表取締役 古谷 優貴

準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億四千九百六十二万五千円、資本準備金の額を一億四千九百六十二万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
<https://www.ur-t-hd.co.jp/>  
秋田市寺内蛸根三丁目二四番三号  
UR Tホールディングス株式会社  
代表取締役 平野 久貴

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九九九万五千円、資本準備金の額を四億九九九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都港区虎ノ門四丁目三番一号  
株式会社ZENKIGEN  
代表取締役 野澤比日樹

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億三千四百万円、利益準備金の額を千七百五十万円減少し、それぞれ百万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目一三番六号  
株式会社エコテックソリューション  
代表取締役 三富 俊和

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万八千円、資本準備金の額を二億二千四百九十九万八千円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都港区虎ノ門四丁目一番四〇号  
ピクセルカンパニーズ株式会社  
代表取締役 谷川 直哉

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万八千円、資本準備金の額を二億二千四百九十九万八千円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都新宿区四谷四丁目三番地  
株式会社アプトポッド  
代表取締役 坂元 淳一

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月二日を払込期日とする募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を六億四千五百二十五万円、資本準備金の額を六億五千四百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終貸借対照表はありませぬ。

令和八年二月二十七日  
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目一三番六号  
株式会社エコテックソリューション  
代表取締役 三富 俊和

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十三億円、資本準備金の額を三億七千四百八十八万五千二百六十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番九号  
株式会社linQ  
代表取締役 原田 豪介

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千一万三千三百二十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億九千二百三十一万八千二百円減少することにいたしました。

当社は、加えて、令和八年三月一日から令和八年三月三十日までの日を払込期日又は払込期間の末日とする募集株式の発行があった場合には、資本金の額を当該募集株式の発行により増加する資本金の額と同額減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都品川区大崎二丁目一番一号  
日立エナジージャパン株式会社  
代表取締役 平岡 武

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千一万三千三百二十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億九千二百三十一万八千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都江東区東雲二丁目一番六号  
株式会社ブランテックス  
代表取締役 山田 耕資

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万二千四百円、資本準備金の額を一億五千万二千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番九号  
株式会社linQ  
代表取締役 原田 豪介

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千一万三千三百二十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億九千二百三十一万八千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番九号  
株式会社linQ  
代表取締役 原田 豪介

準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千一万三千三百二十二円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を三億九千二百三十一万八千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十七日  
東京都渋谷区道玄坂一丁目一九番九号  
株式会社linQ  
代表取締役 原田 豪介

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ二千五百万円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月十八日

掲載頁 七十一頁(号外第一三五号)

令和八年二月二十七日

東京都港区芝大門二丁目五番五号住友芝大門ビル

代表取締役 提橋 由幾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千百万円、資本準備金の額を三億一千九百五十三万八千六百円減少し、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十三日

掲載頁 五頁

令和八年二月二十七日

東京都千代田区神田須田町二丁目一九番地

ハイブリッド株式会社

代表取締役 中山 大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円、資本準備金の額を八千七百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月一日

掲載頁 一二二頁(号外第一七六号)

令和八年二月二十七日

東京都港区芝浦四丁目一六番二五号

株式会社エンパワー

代表取締役 一木 哲郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十六億千五百万円、資本準備金の額を四十五億四千八百四十八万七千六百三十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月三十日

掲載頁 二三〇頁(号外第一四八号)

令和八年二月二十七日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目二番地四

川崎砂子ビルディング八階

ソニー・ライフケア株式会社

代表取締役 伊藤 浩気

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千万円、資本準備金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 九五五頁(号外第三十三号)

令和八年二月二十七日

横浜市西区みなとみらい二二二二二

横浜ランドマークタワー

株式会社アイ・ディー・クロスリンク

代表取締役 中井 章文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千九百四万二千五百円、資本準備金の額を二億九千九百四万二千五百円減少し、それぞれ千円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月三十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月二十七日

大阪府堺市西区鶴田町二七番二七号

株式会社中村超硬

代表取締役 井上 誠

基準日設定につき通知公告

当社は令和八年三月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。

令和八年二月二十七日

東京都台東区台東二丁目二八番五号

株式会社センチュリー

代表取締役 小善 一成

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 本店

三菱UFJ信託銀行株式会社

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十七日

東京都大田区大森北二丁目九番一四号

二島ビル株式会社

代表取締役 二島 建夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十七日

名古屋市中区白金山三丁目二番二六号

株式会社イハラ合成

代表取締役 伊原 歳博

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社Web幹事と合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一十号

株式会社Sailor号

代表取締役 原 怜也

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社商船三井より株式売渡請求があり、当社はそれを承認しましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十日まで当社にご提出下さい。

令和八年二月二十七日

大分県大分市大字大在二番地

株式会社大分海陸

代表取締役 渡邊 克彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鄭盛宇が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

埼玉県吉川市高久五八三一五

株式会社ザ・パトナイズ

代表取締役 鄭 盛宇

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である徐寅碩が退任することに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号東京

ミッドタウン日比谷、日比谷三井タワー三

二階

日本における代表者 徐 寅碩

限定承認公告

本籍三重県北牟婁郡紀北町長島一二四二、最後の住所千葉県松戸市常盤平四一五常盤平公園E街区四六棟四〇三号

被相続人 亡 東 あさ子

右被相続人は令和六年四月三十日死亡し、その相続人は令和八年二月十八日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年二月二十七日

東京都豊島区長崎四一四八一五やよい荘二

〇一 限定承認者 武村 陽史

限定承認公告

本籍東京都大田区鶴の木二丁目七五番地、最後の住所埼玉県越谷市大字船渡二〇四六番地

限定承認公告

本籍静岡県沼津市大岡一七八九番地四、最後の住所静岡県裾野市伊豆島田八一八番地の二

限定承認公告

本籍高知県土佐市用石四三二番地四、最後の住所高知県土佐市用石四三二番地四

限定承認公告

右被相続人は令和七年七月二十一日死亡し、その相続人は令和八年二月十八日高知家庭裁判所に

限定承認公告

高知県土佐市用石四三二番地四 相続財産清算人 山中小百合

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資証券三百五十万口を消却することにしたため、効力発生日である令和八年

東京中央区銀座一丁目六番一〇号土志田ビルディング三F

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一回優先出資十一万二千八百五十口、第二回優先出資二万三千五百八十八口及び

東京千代田区丸の内一丁目四番一〇号東京共同会計事務所内 TOK2特定目的会社

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設するアシヤ・ジャパン株式会社(住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F)に対して

優先出資の消却

この会社分割及び資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

代表執行役 慎 泰俊

資本金の額の減少・持分の払戻し公告

当社は、剰余金額△四百三十三万五千三百三十二円を超える八八万二千四百二十八円の持分の払戻しを行うとともに、当該持分の払戻しを行うため、

東京都大田区南六郷三丁目一五番一〇号大田区新産業創造支援施設内

優先出資の消却

当社は、優先出資証券の額を十五億七千六百万円減少することにしたため、効力発生日である令和八年三月二十八日まで当社にご提出ください。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

当社は、優先出資証券の額を五億円減少することにしたため、効力発生日である令和八年三月二十八日まで当社にご提出ください。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先出資の消却

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十八億二千二百五十万円減少することにいたしました。

東京都中央区八重洲二丁目二番一  
号 GLP Japan DH4 特定目的会社  
取締役 名古屋秀和

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十二億四千九百九十五万円減少することにいたしました。

東京都中央区八重洲二丁目二番一  
号 JDP4 ロジスティック4 特定目的会社  
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億七千四百四十万円減少することにいたしました。

東京都中央区八重洲二丁目二番一  
号 熊本大津ロジスティック特定目的会社  
取締役 北川 久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十五億円減少することにいたしました。

東京都中央区銀座一丁目六番一  
号 ヒルディング三F アストロ・ワン特定目的会社  
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十億七千万円減少することにいたしました。

東京都港区六本木一丁目九番一  
号 ヒルズ仙石山森タワー四〇階  
アジアライフ3 特定目的会社  
取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十二億五百七十二万円減少することにいたしました。

東京都港区六本木一丁目六番一  
号 銀座6 丁目特定目的会社  
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき優先資本金の額を金三十一億八千万円減少することにいたしました。

東京都港区虎ノ門三丁目二番一  
号 ジャパン・アサマ特定目的会社  
取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき優先資本金の額を金十五億九千二百二十万円減少することにいたしました。

東京都中央区銀座一丁目六番一  
号 ヒルディング三F アストロ・ワン特定目的会社  
取締役 中村 武

債権申出の催告(第三回)

当社規約型企業年金は、令和七年十二月九日に確定給付企業年金法第八六条第三号に該当したことに終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年二月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

東京都青梅市東青梅二丁目一  
番地八 株式会社東洋レンズ  
清算人 吉村 美裕

訂正公告

令和八年二月二十五日掲載の株式会社レオテックスに係る準備金の額の減少公告中、最終貸借対照表の開示状況に「http://leotex.co.jp」とあるは「http://www.leotex.co.jp」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

訂正公告

令和七年十月二十七日(号外第三三三八号)掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、決算公告の「うち当期純損失」とあるは「うち当期純利益」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

訂正公告

令和八年二月二十七日(号外第二七三三号)掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、決算公告の「うち当期純損失」とあるは「うち当期純利益」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

訂正公告

令和八年二月十七日掲載の吸収分割公告中、甲の商号「株式会社PLAN・Do・See FACTORY&LABO」とあるは「株式会社PLAN・Do・See FACTORY&LABO」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

訂正公告

令和八年二月十九日(号外第三五五号)掲載の新設分割公告中、新設する会社「株式会社Swiftable Energy Systems」を「Swiftable Energy Systems 株式会社」と変更し訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

訂正公告

令和八年二月二十三日掲載の合併公告は取消しします。

令和八年二月二十七日 坂田

取消公告

令和八年二月二十三日掲載の合併につき株券等提出公告は取消しします。

令和八年二月二十七日 坂田

取消公告

令和八年二月二十七日(号外第二七三三号)掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、決算公告の「うち当期純損失」とあるは「うち当期純利益」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

取消公告

令和八年二月二十三日掲載の合併公告は取消しします。

令和八年二月二十七日 坂田

取消公告

令和八年二月二十七日(号外第二七三三号)掲載の新設分割公告、資本金の額の減少公告及び決算公告(枠組)中、決算公告の「うち当期純損失」とあるは「うち当期純利益」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十七日 坂田

取消公告

令和八年二月二十三日掲載の合併につき株券等提出公告は取消しします。

令和八年二月二十七日 坂田